

不二速報

発行日 2007年1月12日

第7号（第3回団体交渉速報－保健管理センター分室－有期雇用職員の継続雇用達成－）

保健管理センター分室の有期雇用職員（3年雇い止め）の 継続雇用を団体交渉で勝ち取りました！

12/26に第3回団体交渉が行われました。そこで来春3年の雇用期限が切れて、雇い止めとなる有期雇用職員（保健管理センター分室）について継続雇用との結論を大学側から引き出しました。大学からは次の文書が示されました。

有期雇用職員の有する特定の資格や技能が職務内容と直接的に関連し、かつ必要とされる場合において、その上司からの推薦がある場合には、例外的に、原則として最高1回の雇用期間の更新を可能とする。

人事・労務課

＝これまでの経緯＝

保健管理センター分室の有期雇用職員は、法人化前1ヶ月は非常勤職員として、法人化後は3年間の有期雇用職員として採用されました。募集には3年有期の記載はなく、面接の際も3年で雇い止めという話はありませんでした。本人は当然、更新可能という認識で前の職場を辞め、現在の職に就きました。

センタースタッフも更新可能という認識で、行く行くは常勤にという話もありました。それが、本年度になって雇い止めである旨を通告され、組合は大学側との交渉を続けてきた次第です。

今回の回答は、組合のこれまでの経過説明に対して明確に回答していませんが、雇用継続を勝ち取ったことは一定の成果です。これに引き続き、法人化前3月採用の非常勤職員の雇用継続をはじめ、法人化後採用の非常勤職員の雇用継続を大学側に要求していきます。

.....

非常勤職員の雇用継続要求の署名活動継続中

組合では、大学当局に対して、職場の実態（雇用継続の要請）と非常勤職員の希望（雇用継続意思）を反映した形で、この問題に対応することを求めます。この要求実現にむけて、昨年より署名活動に取り組んでいます。現在も署名活動を継続していますので、静岡大学全教職員の署名をお願い致します。

